

令和6年度

事務事業評価報告書

(令和5年度実施事務事業)

政策提言書

令和6年12月10日

西川町議会

西川町議会 事務事業評価・政策提言について

1 目的

西川町議会では、議会が担っている行政の取組みをチェックする機能を果たし、さらには議員による政策形成を進め町の施策推進に寄与するために、西川町議会基本条例（平成25年3月町条例第13号）に基づき、事務事業評価及び政策提言を行います。

2 事務事業評価

事務事業評価は、総務厚生常任委員会及び産業建設常任委員会ごとに、令和5年度において所管する課（公所）が実施した事務事業の中から選定し、所管課（公所）の説明を受けるなどして評価を実施しています。

総務厚生常任委員会では、所管する課（公所）が実施した279事業のうち、選定した4事業を対象として実施しています。

産業建設常任委員会では、所管する課（公所）が実施した105事業のうち、選定した3事業を対象として実施しています。

事務事業評価を実施した事業は、次のとおりです。

常任委員会名	No.	事業名	所管課（公所）	シート
総務厚生 常任委員会	1	副業人材及び外部人材登用事業	つなぐ課	2ページ
	2	マイカーを活用した公共交通整備事業	町民税務課	3ページ
	3	文化財及び郷土史調査保護に要する経費	まなぶ課	4ページ
	4	部活動の地域移行に関する事業	まなぶ課	5ページ
産業建設 常任委員会	5	鳥獣被害対策に要する経費	みどり共創課	6ページ
	6	発芽胚芽米販売に要する経費	みどり共創課	7ページ
	7	国際観光誘客推進事業	観光課	8ページ

3 政策提言

政策提言は、総務厚生常任委員会及び産業建設常任委員会において、事務事業評価に基づき、あるいは所管事務調査を行うなどして、次のとおり取りまとめました。

総務厚生常任委員会

- ・文化財の保存・活用について (9ページ)

産業建設常任委員会

- ・株式会社米月山について (11ページ)

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
1	2款1項5目（総務費）	副業人材及び外部人材登用事業

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	15	人口減少や事業の専門性に伴う人材不足の解消を補うためには、外部人材の助けが必要である。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	10	制度の内容が町民に理解されていない面もあり、一部の事業に偏っていると感じられる。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	15	財源が特別交付税であり、外部人材確保に効果がある。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	15	人材不足の解消につながっているが、町民に対して制度の内容を周知する必要がある。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	1 きわめて良好である 60点	55
	2 良好である 45～55点	
	3 おおむね適正である 25～40点	
	4 問題がある 5～20点	
	5 不適正である 0点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
1	1 拡充する	外部人材の積極的な活用を図ることは重要である。住民や事業者の困りごと解消にも必要である。
	2 現状のまま維持する	
	3 見直しの上で継続する	
	4 縮小する	
	5 廃止又は終了する	
	6 その他※代替事業や事業の整理統合など	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
人口減少や事業の専門性に伴う人材不足を補うには必要な事業であり、継続すべきである。町民に対して、事業や制度の内容を今後とも周知していただきたい。また、今後の町の人口増にもつながることを期待している。

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
2	3款 1項2目（老人福祉費）	マイカーを活用した公共交通整備事業

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	10	公共交通だけでは対応が出来なくなっている。利用し易い移動手段の確保のための実証実験は必要であった。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	10	既存の公共交通事業の活用とそれを補う交通事業の調査事業としては妥当である。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	5	デジタル技術が十分に活用されず、コストの割には期間が短く、実証実験としても効率性は低かった。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	5	1ヶ月の短い試行期間であり、その期間だけでは問題点は見えなかったのではない。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
3	1 きわめて良好である 60点	30
	2 良好である 45～55点	
	3 おおむね適正である 25～40点	
	4 問題がある 5～20点	
	5 不適正である 0点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
3	1 拡充する	地方における公共交通の実証実験あり、この結果検証し、次につながる公共交通に関しては検討を行っていく必要がある。
	2 現状のまま維持する	
	3 見直しの上で継続する	
	4 縮小する	
	5 廃止又は終了する	
	6 その他※代替事業や事業の整理統合など	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
山間地域において、利用しやすい移動手段の確保は必要であり、今回の実証実験の期間は短かったが、今後も交通事業の検討を行っていただきたい。

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
3	10款4項1目（社会教育総務費）	文化財及び郷土史調査保護に要する経費

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	15	町の歴史、文化財を調査保護し、学び、その内容を周知するとともに長く保存することは必要である。町の資料館に専門調査員を常駐させてことも極めて重要である。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	15	町の歴史、文化財を調査保護することは行政として行うべきことであり、町が管理する文化財の管理に補助金を支出しており妥当である。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	10	歴史や文化財は貴重であり、時間や費用がかかるが、学芸員を配置したことで効率性があがった。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	10	広報や企画展の実施などにより来館者が増加している。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	1 きわめて良好である 60点	50
	2 良好である 45～55点	
	3 おおむね適正である 25～40点	
	4 問題がある 5～20点	
	5 不適正である 0点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
1	1 拡充する	資料館等の展示内容の充実や歴史の調査検証、文化財の保護活動に今後も継続して取り組む必要がある。
	2 現状のまま維持する	
	3 見直しの上で継続する	
	4 縮小する	
	5 廃止又は終了する	
	6 その他※代替事業や事業の整理統合など	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
町の宝である文化財を保護、保存し、広く周知することは重要であり、今後も文化財及び郷土史調査や保護事業の活動を充実させていただきたい。

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
4	10款4項4目（社会体育総務費）	部活動の地域移行に関する事業

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	15	部活動の地域移行に向けた環境整備のための調査検討は必要である。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	15	これからの地域移行を踏まえてのアンケート、ヒアリングを実施し、これからの方向性につなげることは妥当な事業である。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	—	アンケート結果や調査内容の資料がなく、事業として効率的であったか判断できない。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	—	児童生徒のニーズに対応したものにしていける必要があるが、資料の提示がなく事業としての成果は判断できない。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
—	1 きわめて良好である 60点	30
	2 良好である 45～55点	
	3 おおむね適正である 25～40点	
	4 問題がある 5～20点	
	5 不適正である 0点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
6	1 拡充する	アンケートを収集する必要があるが、委託費の内容や調査結果がわからないので事業としての評価ができない。
	2 現状のまま維持する	
	3 見直しの上で継続する	
	4 縮小する	
	5 廃止又は終了する	
	⑥ その他※代替事業や事業の整理統合など	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
生徒や保護者、教員、地域社会にとって重要な事業である。今後部活動の地域移行がどのように行われるのか重要であります。調査内容や結果がわからないのでコメントできません。

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
5	6款1項4目（農業振興費）	鳥獣被害対策に要する経費

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	15	近年、出没多発している熊や猪などから、町民と農地を守らなくてはならない。全町的、広域的に取り組むためにも、これからも町が主体となって進めていくべきである。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	10	国や県の動向を踏まえつつ、捕獲報酬や補助内容について更新や見直しを図る必要がある。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	10	電気柵設置の補助により、被害の縮小化に寄与しており、効率性は高くなってきている。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	15	捕獲頭数は増え、電気柵の設置も増えており、成果は上がっている。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	1 きわめて良好である 55～60点	50
	② 良好である 45～54点	
	3 おおむね適正である 25～44点	
	4 問題がある 5～24点	
	5 不適正である 0～5点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
1	① 拡充する	鳥獣の数や出没数は年々増えているのに対して、狩猟者の数は増えていない。また、鳥獣には県境や市町村の境は関係なく、狩猟者から逃げ切ることができるため、被害を未然に防ぐためにも、電気柵設置の拡充や捕獲報酬の充実などが必要である。
	2 現状のまま維持する	
	3 見直しの上で継続する	
	4 縮小する	
	5 廃止又は終了する	
	6 その他 ※代替事業や整理統合	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
地球温暖化や木の実の不作などにより、本町での鳥獣による農作物などへの被害が増えてきている。これまで行ってきた電気柵設置の補助はもとより、地元猟友会や新たな狩猟免許取得者への補助など、より一層の充実を図るべきである。また、捕獲後の処理（処理場や処理方法など）についてのインフラやルールの整備を進める必要がある。国、県、近隣市町の動向も確認しながら、町単独ではなく広域的に取り組むことも視野に、事業を進めてほしい。

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
6	6款1項4目（農業振興費）	発芽胚芽米販売に要する経費

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	10	ふるさと納税の返礼品としての評価はある程度あるものの、店頭での販売では苦戦を強いられている。むしろ、精米施設として必要なものとなっている。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	10	発芽胚芽米は、ふるさと納税返礼品以外としての魅力が足りない。知名度はもとより、健康への効果もまだまだ広く一般的には知られていない。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	5	発芽胚芽米が店頭販売で伸びていないこともあり、製造ラインの修繕費がかかる現状にあることから、効率性は高くない。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	10	発芽胚芽米の販売が低迷しており厳しい。精米事業により経営が維持されている。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
3	1 きわめて良好である 55～60点	35
	2 良好である 45～54点	
	③ おおむね適正である 25～44点	
	4 問題がある 5～24点	
	5 不適正である 0～5点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
3	1 拡充する	主な目的である発芽胚芽米の製造販売は低迷し、それに代わって精米部門が伸びている。更に、機械の老朽化により修繕費がかかるようになってきた現状を踏まえ、事業の継続について考える時期となってきているのではないか。
	2 現状のまま維持する	
	③ 見直しの上で継続する	
	4 縮小する	
	5 廃止又は終了する	
	6 その他 ※代替事業や整理統合	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
設置から18年ほど経過している発芽胚芽米製造施設は老朽化が進み、修繕箇所や修繕費が増加している。発芽胚芽米の販売も低迷しており、ふるさと納税の返礼品としての一定の評価はあるものの、収益の観点からは精米事業が売り上げの大半を占める現状である。発芽胚芽米の市場動向や株式会社米月山の人的、財的状況を鑑みると、当該事業について熟慮する必要がある。

令和5年度事業「西川町議会事務事業評価シート」
議会による事務事業評価（西川町議会）

No.	予算科目	事業名
7	7款1項3目（観光費）	国際観光誘客推進事業

1 項目別評価

評価項目	評価点	意見等
1 必要性 ・町民にとって必要な事業か ・社会情勢からみて実施が適切か ・町が主体となって関与すべき事業か	15	国際観光の柱であるインバウンドをもっと本町に広げることは、経済的にも関係人口拡大の意味でも必要性は非常に高い。
2 妥当性 ・他事業とサービスが重なっていないか ・他自治体と比べサービスの対象、内容は適切か ・町民目線として適切か	15	外国人や旅行エージェントに対するPR方法、町内にある看板での外国語表示、接客におけるマナーの向上や外国語での会話への取組みなど、町（行政）と観光協会が主体となって進めることが望ましい。
3 効率性 ・事業の手法は効率が良いか ・コスト削減の余地はないか ・受益者負担は適正か	10	国の補助金を活用しているので効率性は高く、受益者負担は少ない。また、近隣市町村と連携を図ることで内容的、経費的にもより良くできるのではないか。
4 成果 ・事業の目的が達成されているか ・前年以前と比較し成果は上がっているか	10	台湾を主に事業展開し、成果もあがっているが、他の国も対象に加えてはどうか。

2 全体評価

評価	評価基準	合計評価点
2	1 きわめて良好である 55～60点	50
	② 良好である 45～54点	
	3 おおむね適正である 25～44点	
	4 問題がある 5～24点	
	6 不適正である 0～5点	

3 今後の方向性

評価	評価基準	判定理由
1	① 拡充する	台湾をターゲットとした事業展開に期待。今後は東南アジアや韓国・中国へも拡大してほしい。町内においては、誘客地域の拡充や四季を通じてのプログラムの作成など一層の充実を図っていくべきである。プロモーションや案内看板など、外国人受入に向けた取組みもしていく必要がある。また、近隣市町と一緒に広域的に取り組むことも視野に入れるべきではないか。
	2 現状のまま維持する	
	3 改善し継続する	
	4 見直しのうえ縮小する	
	5 期間設定し終了	
	6 廃止する	

4 評価に係る意見等

事業の総合評価に関する主な意見、特記事項及び今後の方向性の理由等
当該事業は、関係人口・交流人口の観点からも重要な事業であり、現在は台湾をメインとして事業を実施しているが、東南アジア、韓国、中国へと拡充・拡大するべきである。そのため、国内大手旅行エージェントへのプロモーションが必要不可欠となるが、DMO、DMC設立が重要なファクターとなる。範囲や規模、構成など、より具体的な検討が必要ではないか。また、受入れ体制において、通訳やガイド、外国語標記の看板の設置といった課題もあるが、プロモーション同様、DMO、DMC設立の議論の中で検討するべきである。タブレットの活用もその一助となれないか、検討を図られたい。

提言：文化財の保存・活用について

I 提言の背景・趣旨

文化財は、「先人からの贈り物、そして未来への預かり物」と言われます。過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸などの防止を含め、文化財保護は、大きな課題となっております。

町には貴重な指定文化財があり、さらに未指定の貴重な文化財も存在するものと思われま。町の文化財の価値と意義を理解したうえで、その有効活用を図り、まちづくりや観光に活かしていくためにも、町内の文化財の計画的な保存・活用の促進が一層求められていると考えて提言いたします。

II 提言内容

1. 文化財の保護

(1) 専門的な職員の配置

文化財の保護・活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であります。歴史文化資料館に館長と学芸員を配置いただいておりますが、今後も調査研究を進めるために引き続き配置すべきと考えます。

(2) 財政的な支援

文化財の保護や調査研究活動について、財政支援を継続すべきと考えます。

(3) 町史編纂

町史編纂資料の編集には時間と労力が必要ですが、町の歴史を知る上で重要なものであり、今後とも古文書などを解読する町史の編纂作業を町が引き続き支援していくべきと考えます。

(4) 無形文化財の継承対策

太々神楽、鐘勧進などの無形文化財は、町においても広く伝承者を求めるなどの手立てを行っていますが、無形文化財の映像をデジタル化して保存すべきと考えます。

2. 文化財の活用

(1) 観光としての活用

文化財の保存活用にあたっては、地域住民や郷土史調査を行っている団体を支援し、所有者や行政とともに協働して案内人などを育成すべきと考えます。

また、文化財を観光資源として活用していくためにも、文化財の説明看板の設置やスマホなどを活用した観光案内も導入すべきと考えます。

提言：株式会社米月山について

I 提言の背景・趣旨

株式会社米月山は、平成 18 年度の設立以来、町産米を白米よりもギャバなどの成分が高く付加価値の高い発芽胚芽白米に加工・販売してきました。精米業の事業拡大を図り、令和 2 年度には債務超過を解消し、黒字経営となっていますが、近年は主力である発芽胚芽白米加工品の販売が伸び悩み、そのうえ発芽胚芽米製造設備も老朽化し、修繕費が高止まりしています。本格的な一般精米業への転換も含め、今後の事業運営を継続していくためにも、事業の見直しが必要と考えます。

II 提言内容

発芽胚芽米製造販売に要する経費についての所管事務調査を行ったうえで、次のとおり提言いたします。

1. 設備や事業について

- (1) 設立から 18 年が経過し、発芽胚芽米製造設備の老朽化が進み、修繕費が高止まりしている中、設備に不具合が発生し、修繕が必要になった場合修繕するのか。費用対効果の観点で、判断が求められる時期であると考えます。
- (2) 主力である発芽胚芽米の販売が伸び悩み、更には発芽胚芽米入りうどんなど乾麺販売も終了した今、ふるさと納税で伸びしろのある精米事業へと主力事業の転換も検討すべきと考えます。
- (3) 西村山管内をはじめ他市町村でのふるさと納税の返礼品の増加が見込まれる現状をチャンスと捉え、更なる精米事業の PR を行い、精米事業委託の増加を図っていただきたいと考えます。

2. 人材の確保及び育成について

事業継続・拡大を図っていくうえで、人材の確保及び育成が必要であり、人材の確保については農協や就農関係者など、積極的に呼びかけを行っていただき、また永く努められる労働条件や環境などの整備を図りつつ、進めていただきたいと考えます。